小千谷市国際交流、文化、スポーツ振興基金の運用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小千谷市国際交流、文化、スポーツ振興基金条例に基づき、国際 交流、文化、スポーツの振興を図る事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付 し又は全国大会等の出場者に対して報奨金を交付するものとし、補助金の交付に関し ては小千谷市補助金等交付規則(昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」とい う。)に規定するもののほか、その必要事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 補助金の交付又は報奨金の交付を受けることのできる個人及び団体は、次の各 号に掲げるものとする。
 - (1) 小千谷市に事務所(又はこれに類するもの)を有する団体
 - (2) 小千谷市に在住している者
 - (3) 小千谷市に在学している者
 - (4) 小千谷市に在職している者でその所属するチームの一員として出場する場合
 - (5) 小千谷市出身(生徒・学生)で保護者が市内に在住している者

(補助金交付の対象事業)

- 第3条 国際交流に関する補助金交付の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) 国際親善交流事業

国際化を目的として行われる市民を対象とした親善交流事業。(募集範囲がひとつの団体内に限定されるものを除く。)

(2) 海外研修事業

国際的視野を広め、能力開発向上を図ることを目的とし、公的機関又は公的機関に準ずる機関が主催する海外研修。(募集範囲がひとつの団体内に限定されるものを除く。)

- 2 文化振興に関する補助金交付の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) 優れた芸術文化の普及事業
 - ア 音楽・演劇・伝統工芸・美術等の公開活動
 - イ 子供たちの情操教育活動(芸術文化の鑑賞事業)
 - (2) 優れた芸術文化の実践助成事業
 - ア 各種文化団体が行う芸術文化活動
 - イ 先駆的、実験的な芸術文化の創造活動
 - ウ 美術・工芸・民俗及び映像芸術等の創造活動
 - エ 伝統工芸及び文化財保存技術の復活、伝承活動
- 3 スポーツ振興に関する補助金交付の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) ジュニア選手強化育成事業

当市の競技力の向上を図るため、競技種目を指定し、ジュニア層(小、中、高校

- 生)の一貫した指導を行い強化を図る。
- (2) 選手強化事業

当市の競技力の向上を図るため、競技種目及び個人(選手)を指定し、県を代表する選手を育成する。

(3) 指導者養成事業

当市の競技力の向上を図るため、指導者の資質向上をめざし講習会、研修会の開催及び研修会等へ派遣する。

(4) スポーツ団体強化推進事業

体育協会等スポーツ団体の組織及び自主運営の強化推進を図る。

(報奨金交付の対象内容)

- 第4条 文化振興に関する報奨金交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 文部科学省、文化庁等が主催する全国規模以上のコンクール等へ出場する者 又は団体
 - (2) 国を代表して国際大会へ出場する者
- 第5条 スポーツ振興に関する報奨金交付の対象は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 選抜選考により日本スポーツ協会又は日本スポーツ協会加盟団体等が主催する全国規模以上の競技大会に県を代表して出場する者(監督、コーチを除く。以下同じ)

又は団体

- (2) 国を代表して国際大会に出場する者 (開催地は国内、海外を問わない。) (適用除外)
- 第6条 この基準の規定に基づく補助金の交付又は報奨金の交付については、当市の他の補助金等の交付を受けるものについては適用しない。又、小千谷市学齢児童生徒遠征費補助金交付要綱の適用を受ける小千谷市立小、中学校の児童、生徒についても当基金の運用から除外する。

(補助金の額)

- 第7条 国際交流に関する補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、交付対象となる経費は、人件費(賃金・手当等)を除き、同事業においての収益を差し引いた額とする。
 - (1) 国際親善交流事業

事業費の2分の1以内の額とし、団体においては10万円、個人においては5万円を限度とする。

(2) 海外研修事業

個人を対象とし、事業費の3分の1以内の額で3万円を限度とする。ただし、補助金の交付は同一人につき2回を限度とする。

2 文化振興に関する補助金の額は、優れた芸術文化の普及事業及び優れた芸術文化の

実践助成事業については、普及状況、活動状況等を勘案しながら定める。

3 スポーツ振興に関する補助金は、ジュニア選手強化育成事業、選手強化事業、指導 者養成事業、スポーツ団体強化推進事業について交付するものとし、補助金の額は指 定種目、講習会の内容、強化事業等を勘案しながら定める。

(報奨金の額)

- 第8条 文化振興に関して交付する報奨金の額は次の各号による。
 - (1) 第4条第1号に定める者 出場者1人につき定額1万円とする。ただし、5人以上の団体で出場する場合は、 1団体定額5万円とする。
 - (2) 第4条第2号に定める者 出場者1人につき定額5万円とする。
- 第9条 スポーツ振興に関して交付する報奨金の額は、次の各号による。
 - (1) 第5条第1号に定める者 出場者1人につき定額1万円とする。ただし、5人以上の団体で出場する場合は、 1団体5万円とする。
 - (2) 第5条第2号に定める者 出場者1人につき定額5万円とする。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする個人及び団体は事業実施前までに規則第3 条の規定により申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別な事由がある と認めたときは、この限りでない。

(交付の決定)

- 第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する かどうかを決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により決定したときは、規則第6条の規定により、補助金交付 決定通知書をもって、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた個人及び団体は規則第9条に定める実績報告書を当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は、補助金交付決定を受けた年度の3月31日のいずれかの早い日までに市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理し、補助金の額が確定したときは規則第10条の規定により、補助事業者等に通知するものとする。

(報奨金交付の内申)

第14条 各文化団体、スポーツ団体等は、その団体から第4条又は第5条に規定する 全国大会等の出場者が生じた場合には、別に定める様式により内申書を提出するもの とする。

(内申書の審査及び報奨金の交付決定)

- 第15条 市長は、前条の規定による内申があったときは、その内容を審査し、報奨 金を交付するかどうかを決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、別に定める報奨金交付決定通知 書により全国大会等の出場者に対して通知する。

(大会出場結果の報告及び報奨金の交付)

- 第16条 前条第2項の規定により報奨金の交付決定を受けた全国大会等の出場者は、 その出場結果の成績等について別に定める様式により市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、報奨金を交付 するものとする。

(その他)

第17条 この基準を改正しようとするとき、又はこの基準に定めるもののほか必要な 事業の基準を定めるときは、運営委員会の審議を経て改正又は定めるものとする。

附則

- この基準は、平成2年4月1日から適用する。
- この基準は、平成4年4月1日から適用する。
- この基準は、平成6年4月1日から適用する。
- この基準は、平成7年4月1日から適用する。
- この基準は、平成9年4月1日から適用する。
- この基準は、平成11年4月1日から適用する。
- この基準は、平成30年4月11日から適用する。

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

この基準は、令和3年5月1日から適用する。